

第3次

# 芦屋市消費者教育 推進計画

概要版

自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、  
豊かで安全な消費者市民社会を実現する



芦屋市では、市民の皆様が  
消費生活トラブルにあわないよう、  
また、社会や地球環境、将来世代のことを  
考えて適切な選択・行動することで  
持続可能な社会が構築されるよう、  
消費者教育推進計画に基づき、  
消費者教育を推進します。

令和5年3月  
芦屋市

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

## 芦屋市の消費者教育の取組

### セミナー・出前講座

消費生活トラブルを防ぐために必要な基礎知識や、最新の消費生活情報を学ぶことができるよう、毎回テーマを変えてセミナーを実施しています。また、出前講座では、ご依頼に応じて消費生活トラブルの事例や対処法などをお話します。



### 消費生活サポーター養成講座

身近な地域の消費生活トラブルを防ぐために

- ① 地域での目配り、気配り、見守り
- ② 消費生活センターの案内・紹介
- ③ 地域の消費生活トラブル情報を消費生活センターへ連絡する役割を担う人材を養成しています。



### 情報提供・啓発資料配布など

ホームページやSNSで消費生活トラブル情報などを提供し、訪問販売お断りシールなどのグッズや、ライフステージに応じた啓発資料を、イベントや消費生活センターで配布しています。

### 関係機関との連携

消費者月間の街頭啓発など芦屋市消費者協会と連携した啓発活動を実施しています。また、地域団体や高齢者などの支援機関へ消費生活情報を提供しています。



訪問販売  
お断りシール

## 芦屋市の消費者教育の課題

令和4年6月に実施したアンケート調査結果から、次の課題に取り組む必要性があることがわかりました。

- 消費生活相談窓口の周知推進
- 子ども・若者の消費者教育の推進
- 高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進
- 関連団体の連携

# 計画の目標と施策の体系

本計画は、目標実現に向けて、2つの基本施策に沿って推進していきます。  
また、成年年齢の引き下げやインターネット利用者の増加など消費者を取り巻く社会経済状況の変化に伴い、「子ども・若者の消費者教育の推進」と「高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進」を重点取組として掲げます。

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、 豊かで安全な消費者市民社会を実現する	
推進の方向性		主な取組み	
基本施策1 体系的な消費者教育の推進	1 消費生活センター機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者に対する講座やイベントを通じた啓発の実施</li> <li>●SNS等様々な媒体を活用した消費生活センターの活用方法の周知</li> <li>●庁内連携強化による、あらゆる年代の消費者への多角的な視点からの消費者教育の推進</li> </ul>	
	2 子ども・若者の消費者教育の推進 <b>重点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者が年齢に応じて自ら考え、選択し、行動できるための学校教育の場を中心とした消費者教育の推進</li> <li>●子どもの育成や安全を見守る主体と連携した子どもの消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止</li> <li>●成年年齢引き下げに伴うトラブル等の啓発・周知の推進</li> </ul>	
	3 障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいの特性に応じた、消費生活の情報提供や消費生活トラブルの相談先の周知</li> <li>●障がいのある人を支援する団体などと連携した消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止</li> </ul>	
	4 高齢者への消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者に対する出前講座の実施、消費生活の情報提供や周知</li> <li>●高齢者を支援する団体と連携した高齢者の消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止</li> </ul>	
	5 高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進 <b>重点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セミナーやイベントを通じた高度情報通信ネットワーク社会における情報や通信技術の情報提供、啓発促進</li> <li>●新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式に対応した消費者教育の推進</li> </ul>	
基本施策2 参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上	1 消費生活行政との接点が少ない就労者などに対する身近な機関からの情報提供や啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と接点が少ない消費者への、様々な媒体を活用した消費生活の情報提供や各種イベントでの啓発等、消費生活の知識を身につける機会の充実</li> </ul>	
	2 専門相談・支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護支援センターや民生委員・児童委員、高齢者生活支援センターへの情報提供等による消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止</li> <li>●行政と専門相談・支援機関等が相互に連携した、多角的な視点からの支援</li> </ul>	
	3 民間事業者や地域の各団体との連携及び協働事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●包括協定を結んだ民間事業者など市内で活動する事業者や高齢者団体などの地域団体、学校、行政との連携による、消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止</li> <li>●消費生活情報の提供や出前講座の実施</li> </ul>	
	4 消費者団体強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と消費者団体との連携による多様化する消費者問題に柔軟に対応できるための、消費者力の向上の取組</li> </ul>	
	5 消費生活サポーター制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活サポーター養成講座の実施</li> <li>●消費生活サポーターが消費生活センターと相互に連携するための活動支援</li> </ul>	

# 計画の指標

基本施策ごとの推進の方向性に関連する項目を指標として設定し、現況値と目標値を示します。

基本 施策	指標	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
基本 施策1	消費生活センターの認知度 (センターで相談業務をしていることを知っている人の割合)	全体 43.2%	50.0%
		10歳代 29.4%	35.0%
		20歳代 32.3%	40.0%
	消費生活トラブルにあわないために必要な知識や、トラブルにあった時の対処法が身についていると思う人の割合	61.3%	65.0%
基本 施策2	周りの人が消費生活トラブルにあわないために、何か実践している人の割合	51.7%	55.0%
	消費生活サポーターの登録者数	44人 (令和3年度末時点)	80人

## 芦屋市消費者生活センター

### 消費生活相談

クーリングオフ・契約トラブル・  
悪質商法などのご相談を  
受け付けています。

### 出前講座

市内で流行している消費生活  
トラブルや注意するポイントなどを  
お話しします。講座の内容は  
ご要望に応じて変更可能です。

### SNSでの発信

Twitterで消費生活  
トラブルやセミナー  
情報などを発信して  
います。



電 話：0797-38-2034

時 間：平日9時～12時、  
12時45分～16時

場 所：芦屋市公光町5番10号  
(地域経済振興課内)

閉庁日のご相談：消費者ホットライン  
☎188(いやや!)へ

第3次芦屋市消費者教育推進計画【概要版】

令和5年3月

発行：芦屋市市民生活部地域経済振興課